

令和5年度 8月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年 8月 4日 (金) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 24名 欠席者 0人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	堤 義彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	出席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	馬郡 文男	出席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	出席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	出席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	出席	24番	岡 龍道	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (4件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分 (4件)

議案第5号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について 委員会決定分 (1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和5年8月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は23名、〇〇委員さんより、少し遅れるとの連絡がっております。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。まだまだ暑い日が続くようでございますので、皆様にはお身体に十分注意をして過ごされることを願っております。今回が最初の総会となりますので、各議案については、事務局より説明をしてもらいながら進めていきたいと思っておりますので、最後までよろしくお願い致します。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画（中間管理権分）について |
| その他 | |

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見をお願いします。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議事録署名人について説明。

会 長

それでは、議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議事に入る前に総会の進め方を説明。農地法第18条第6項による通知書（解約）について説明。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	4 件	面積	13,898 m ²
------	-----	----	-----------------------

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法、農地法第3条申請について説明。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

7月27日に担当地区委員4名と会長、事務局2名で現地確認を行いました。申請農地は譲受人である親族の方が自分の田と一体的に耕作をされており、現在は水稻が耕作されています。

関係者の同意も得られていることから、問題はないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可しました。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請についてですが、この議案の申請地と次の議案第1号3農地法第3条の許可申請案件の申請地を相互に交換する申請内容となっておりますことから、一括して説明をいたします。

なお、審議及び議決については1件ずつの申請ですので、それぞれに行います。

また、この申請事案については〇〇番の〇〇委員の親族の方が当事者となっています。農業委員会法第31条に規定されています、自分の同居の親族に関する議事のため審議に参加することができない「議事参与の制限」の規定に該当しますので、松尾委員の退室を求めます。

〇〇委員

退席

(退室後) 事務局より説明をお願いします。

事務局

「議事参与の制限」の規定の説明。

事務局

議案第1号2及び3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転(売買)許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

私は江口の農業委員の〇〇と言います。

今回申請されてある議案は、1号と2号に関連性があるもので同時に一括して説明させていただきます。7月26日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。申請地は豆津の信号機から県道を西へ停留所に向かって500m位行き、角にあるミスタージョージの工場を左折し100m位行った所です。申請農地については、それぞれそれぞれの譲受人の方が耕作をされている隣接する農地と既に一体的に耕作されており、今回、現在の利用実態にあわせ、農地の交換により手続きがされています。双方の譲受人は経営されている農地はきちんと耕作されていることから問題はないと思われまますので、宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

まず、議案第1号2の案件に質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号3農地法第3条の案件に質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。

〇〇委員 入室

議 長

続きまして議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第4条及び5条の農地区分、許可基準等について説明。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

7月26日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。転用目的は共同住宅の建設であり、汚水及び雨水については事務局説明のとおり適切に排水される計画となっており、また、周囲には影響を及ぼす農地はないことから、支障はないと思われます。また、区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

7月27日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。現状としましては、21ページの字図で、転用目的は隣接する宅地との一体的な住宅の建設であり、周囲には影響を及ぼす農地はないことから、支障はないと思われまます。また、区長、生産組合長等の同意も得られています。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

7月25日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。転用目的は隣接する宅地との一体的な5区画分の住宅用地であります。隣接及び周辺に影響を及ぼす農地はなく、汚水、雨水についても適切に排水される計画であることから、支障はないと思われれます。また、区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

担当地区委員〇〇です。7月27日に事務局と現地確認を行いました。転用目的は隣接する宅地との一体的な住宅の建設であります。汚水、雨水については事務局説明のとおり排水される計画です。特に雨水については上地地区における取り決めに準じて、南

西側の農業用の水路に排水される計画とされています。西側に田んぼがありますが、高低差があるため影響を及ぼすことはないと思われます。また、区長、生産組合長等の同意も得られていますことから問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

7月26日に現地確認を行いました。29ページをご覧ください。申請地の南側は田になっておりますが、前々回位の総会にて倉庫兼精米所として隣の精米所が転用の申請を出され許可をされております。よって隣接する農地はなくなっております。上部に田んぼが一枚ありますが、別の水路で問題はありません。ただ、下の倉庫兼精米所まで加えますと、かなり広い面積の造成地になりますので、今までの水路への流れ込みだと東尾、東尾上地地区については今までもかなり氾濫していますので、出来れば町へ改善の相談がされないものかと思えます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

通瀬川の上も下も開発され鉄砲水が来ないかと心配です。

〇〇委員

ここ5～6年前から江口だけでなく、大字江口、西大島、中野、東大島、豆津とありますが、この辺りは何回も水害にあっており、道路の冠水も頻繁に起こっています。下水的な事もあると思います。水の流れが変わってきています。早く流れて来るようになっていきます。その辺の調整はお願いしたいと思います。

事務局

前委員さんの際にも、中原、北茂安の住宅開発において、河川、水路等の保水能力を確保せず事業が進んでいることに対する意見が多く出てきていました。

特に、まとまった雨が降れば下流の地域が影響を大きく受けるとの指摘があっただけで、対応として、水路を大きくすればよいという意見もありましたが、水の勢いによる影響や浚渫するにしても護岸への影響などがあり、防災対策としても一足飛びには難しい点もあります。

なお、町の国土利用計画や都市計画等の審議会において会長が審議委員となられていますので、前会長の際からも雨水対策について農業委員会からの意見として発言をしていただいています。

〇〇委員

開発の面積が大規模になると貯水池を作らなければならないと言うようになっていたと思いますが、こんな中途半端な開発はややこしくなります。

〇〇委員

少しずつの開発が大概な面積になっていると思います。排水の対策を町から言ってもらい、開発を条件付きにしたら良いと思います

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議 長

賛成多数ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

7月27日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。地図を見て頂くと分かりますように申請地一帯はもう既に医療施設が来るというので更地になっています。この申請地一帯は開発が進むのではないかと思います。土地改良事業は実施されておらず、耕作条件が整っていない農地となっています。汚水及び雨水については事務局説明のとおりであり、特に雨水については北側の転用許可済の医療機関から新たに設置される水路を經由し、寒水川につながる水路に排水される計画となっており、南側に農地はありますが支障はないと思われれます。また、地元区長及び生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

先程と同じですが、排水の方が非常に気になります。排水をしっかりやって下さるようお願い致します。これ位の面積での開発がまとまると大層な面積になります。下流域は非常に困ることになりますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局

転用申請にあたっては、地元区長及び生産組合長の同意を得てもらうようにしています。手立ての1つとして、各地区の区長会や生産組合長の会議で農地が転用されることによる影響等について意見を出していただくことも検討できるのではないかと思います。

その中で出た意見を町や関係機関に繋げてもらうことにより、何らかの対応のきっかけになる場合もあるかと考えられます。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）利用権の説明

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 4件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 1件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 令和5年度農地利用状況調査(農地パトロール)及び担当地区別検討会について
2. 令和5年度農業委員・農地利用最適化推進員地区別研修会について
3. 令和4年度水稲作一般農作業受託料金の目安について

議長

9月の総会は、9月4日（月）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、9月4日（月）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、9月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで8月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番